

「児童手当」の現況届のご提出をお願いします

児童手当を受給されている方は、引き続き手当を受けられる要件があるかどうかを確認するため、6月中旬に6月1日における状況を記載した「現況届」を提出していただく必要があります。

対象の方には案内通知を6月初旬に発送する予定です。案内をご覧ください。6月下旬になっても案内が届かない方は、お問い合わせください。

■受付方法

◆郵送での提出（同封の返信用封筒に入れ、ポストへ投函）

◆半田市役所多目的ルーム（1階）

へ提出

◆子育て支援センター（クラシティー半田3階）に設置されているポストへの投函（開館時間9時～19時。休館日は第4水曜日）

■支払日予定

◆6月9日（火）

2月分～5月分の手当

◆10月9日（金）

6月分～9月分の手当

◆平成28年2月9日（火）

10月分～平成28年1月分の手当

■問い合わせ

子育て支援課 ☎0658

平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として給付金を支給します。対象となる方は、期間内に申請してください。

■支給対象者

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の支給を受ける方

※平成27年5月31日時点で半田市に住民票がある方で、児童手当認定申請の遅延などにより平成27年6月分の児童手当の支給を受けられない方も該当となります。

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

■支給額

対象児童一人につき3,000円

■申請方法

6月1日（月）から、児童手当現況届と同様の方法で受け付けます。申請書は、児童手当現況届と同じ申請書になります。署名・捺印のうえ、提出してください。対象と思われる方には、現況届に同封して案内の通知を発送します。なお、現況届の提出の必要がない方には、申請書の準備ができましたら郵送します。

■留意事項

◆公務員の方

公務員の方は勤務先から申請書が交付されるため、市からの通知は

ありません。申請には勤務先の証明が必要です。児童手当現況届と併せて勤務先に提出し、児童手当の受給証明を受けたうえで、11月30日（月）までに、市に郵送または直接提出してください。

◆特別な理由で市に住所の無い方

DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童で、他の市区町村から住民票を移さずに半田市にお住まいの方は、半田市で申請を受け付けることができる場合がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ

子育て世帯臨時特例給付金実施本部 ☎3121

歯周疾患検診が始まりました

5月下旬に、平成27年4月1日現在で40、45、50、55、60、65、70歳の方へ検診受診券を送付しました。大切な自分の歯を守るため、ぜひ期間内に検診を受けましょう。

■問い合わせ

保健センター ☎0646

婚姻届を提出された方にお祝い品を贈呈します



■場所

市民課（開庁時間内に限る）

■対象者

平成27年4月20日以降に婚姻届を半田市へ提出された方

※お祝い品（酵母酒500本、挿し木50本）が寄付品のため、無くなり次第終了します。

■お祝い品（次のどちらか）

◇モッコウバラ酵母酒「愛してる」

◇白モッコウバラ挿し木

※20歳未満の夫婦には、挿し木。

※夫婦につき1回です。

■問い合わせ

市民課 ☎84-0632

